

○ キッズアカデミー（写真8）

（森のがっこう・森のようちえん）

幼少期に自然と触れ合う経験を持つことは、豊かな感性を養うと言われていました。

このことから、*幼児森林体験フィールドや遊歩施設を活用して森の楽しさやおもしろさを、子どもと大人が同時に体験・共有して学び、実践できるプログラムを実施します。

※幼児森林体験フィールド

海上の森の一部を幼児向けプログラムができるように整備した場所



写真8 森の中で遊ぶ幼児たち

② 人材の育成

海上の森や県内外の森林・里山の保全と活用を推進するには、環境学習活動、森林育成活動、里山保全活動などを実践する能力をトータルで兼ね備えた次世代を担う指導者の養成が不可欠です。

このため、海上の森をフィールドとして活用し、次世代へ向けた人材の確保・育成を図ります。また、将来にわたり海上の森の保全と活用を続けるための担い手の育成も必要です。

海上の森センターでは、海上の森の森林整備について、今後専門家、森林ボランティア、県民等多様な人材によるワークショップを開催し、県民等が主体となって海上の森をどう整備するかを考え、実行する取組を進めることとしており、海上の森アカデミーにおいて里山林の調査やデザインができる人を育成する里山再生コース（仮称）を新設するなど、この取り組みに参加できる人材を育成します。

○森林・里山整備の指導者の養成(写真9)

- ・ 森林や里山の保全・活用に関する知識・技能を習得し、活用方針を立案するとともに森林資源の活用について普及・啓発できる人材を養成します。
- ・ 自然や森林の健全度の評価（森の健康診断）ができる人材を育成します。
- ・ 人と自然の関わりを理解し、コーディネートできる、海上の森独自のインタープリター（自然と人をつなげる森の案内人）を育成します。
- ・ 森林の調査測量や施業方法などの技術を持った人材を育成します。
- ・ 海上の森において里地・里山の再生活動に携わる人材を育成します。



写真9 森女養成コース

○セミナー等の開催(写真 10)

海上の森をベースとして、県民組織が行う森林・里山の保全活動や企業等の社会貢献活動の一環とした森林整備活動の取組状況などについて、セミナー形式の活動報告会や、県内外への発信の場となるシンポジウム等を開催します。



写真 10 NPO・グループ活動交流会

③ 多様な主体の参加の促進

海上の森は県民の身近な里山であり、その恩恵を受ける県民自らが参画し、自発的・主体的に海上の森の多様な自然を保全・活用することは、非常に重要です。

このため、県民参加組織である「NPO 法人海上の森の会」や地元自治会等を中心として、里山の整備・保全活動、里の歴史・文化の学習、自然環境教育などの専門的かつ実践的な取組ができるよう協働体制づくりを進めるとともに、企業や関連施設等との連携を強化します。

また、県民の自主的かつ積極的な参加、協力を促進するためには、海上の森の保全及び活用の必要性、県民参加による取組の重要性などの理解を深め、関心を高めることが不可欠です。

このため、協働による体験学習事業を充実させます。また、人材の育成として森林・里山保全の実践講座、交流会などを開催します。具体的な取組にあたり、テーマを決め、課題を掘り下げ幅広く議論し、多様な主体の参加を促し交流できる場とします。

3 海上の森の取組や成果の普及・情報発信

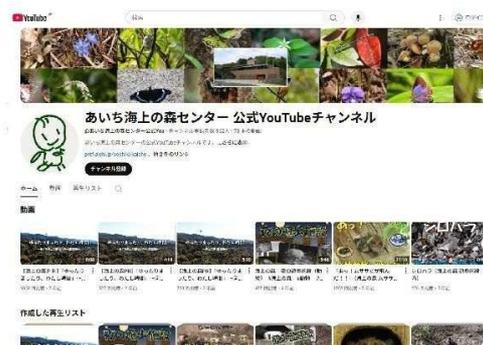
海上の森での取組や成果を広く普及啓発・情報発信することで、県内始め全国の森林整備や里山再生のモデルとしてつなげていきます。

このため、以下の取組を進めます。

○ 海上の森についての理解と普及

森林づくり、里山づくりなどの体験学習や展示、SNSをはじめとしたインターネットの活用(図 11)を通して、実際に海上の森に足を運びたいという情報を提供するとともに、海上の森調査報告書、ムーア카데미通信等情報誌の発行(図 12)、ミニセミナーの開催などを通して、森林整備や里山保全に対する理解を深めます。

図 11 SNS での情報発信



- ネットワークづくりと情報発信・成果報告
森林や里山に関する情報交換の拡大や連携した取組を進展させるため、あいち海上の森センターをNPO等の交流拠点として活用し、県内外始め全国の関連施設や活動団体等との意見交換会を行い、幅広く情報の発信を行うなどのネットワーク体制を構築します。

- 森林・里山実践モデル事例の情報提供
森林整備や里山再生の具体的な実践モデルを設定・検証して、県内への普及や活動の進展につなげるため、海上の森における取組事例として情報提供していきます。

- 海上の森利用者ニーズの把握と情報発信

コロナ禍以降、暮らしの中に自然を取り入れたいという自然回帰が広がったことで、海上の森の来訪者は増加傾向にあります。これまでの自然観察の散策者以外にもトレイルランニングなどの様々な目的で来訪されていることから、海上の森への来訪者数の把握やニーズなどを調査し、ニーズに合った情報発信をするなど海上の森の運営に活かしていきます。

- 海上の森保全の経緯の伝承

海上の森は、愛知万博会場決定の議論の中で、様々な人々の知恵と努力の結果、保全されることになりました。

万博開催から20年が経過し、万博を知らない若い世代や、新たな県民が増える中、海上の森が愛知万博記念の森として保全されることとなった経緯を伝えていく必要があります。県ではあいち海上の森センターでの展示や講座、セミナー等を通じて伝承していきます。

- 県民のウェルビーイングを担う場所としての活用

海上の森は、散策や自然観察、里山保全活動など多様な目的で県民に活用されています。これらの活動は、気持ちの安定などの心理的効果、身体的活動による健康促進効果、ボランティア活動などの交流による自己肯定感の向上や達成感の向上などの効果が得られることから、海上の森が県民のウェルビーイングを担う場所であることを発信していきます。

図12 ムーアカデミー通信



4 施設の整備と運営

あいち海上の森センターは、展示教育・参加交流・調査情報機能をもった拠点施設（公の施設）であり、センターと活動フィールドである海上の森との連携を図り、講義と実技、学習と体験などの組み合わせ、ねらいが一貫したプログラム編成、海上の森での調査結果や活動成果を展示や学習に活かすなど、施設とフィールドとの一体的な運営を図ります。

また、センターの運営については協働組織との連携を軸として、利用者のニーズに的確に対応します。

さらに、建築物等施設については、経年による一部老朽化も見られ、適切な維持管理が必要となってきました。

このため各施設の点検調査を行い、緊急度に応じ修繕等による適正な管理運営に努めます。

(1) あいち海上の森センター本館(図13、写真11)

(愛知万博時の瀬戸愛知県館を改修し活用)

規模：1,546.05m²

施設：展示室、情報ライブラリー、工作室、研修室、会議室、協働推進室、事務室、ミーティングルーム兼救護室

図13 本館案内図



写真11 あいち海上の森センター本館

【本館の主な施設】

○ 展示室

森林のはたらきや里山についてのパネル展示、海上の森についての情報や県の取組、NPO 法人海上の森の会をはじめ、企業・団体などの活動状況を展示します。

また、休憩スペースでは飲食が可能となっています。

展示コンセプト

- ・海上の森への誘い
- ・人と自然のかかわりを考える
- ・里山保全活動を広げる
- ・皆でつくる参加と交流の場

展示のあり方

- ・発展的・・・常に進化・充実した展示
- ・参加型・・・県民による活動や成果を展示
- ・手づくり・・・既成でない生きた展示

展 示 展 開

- ・海上の森・・・海上の森の紹介
(ホワイトボード情報・地形模型・衛星写真・リアルタイム映像)
- ・人と自然のかかわり・森林荒廃と復旧の歴史・里山の暮らしなど
(常設パネル)
- ・参加・交流・・・里山活動情報・持ち寄り展示・市民ギャラリー
(コルクボード・展示台・情報交流サロン)

○ 情報ライブラリー

森林、里山、動植物、林業関係などの図鑑や資料を整備し、自由に閲覧できるスペースとします。また、全国の森林や里山の情報提供や地域情報、海上の森の情報なども提供します。

○ 工作室（一般利用は有料）

木工機械を整備し、木工教室を中心に木とふれあう、親しむ、楽しむ、学ぶ場として利用します。そのほか、森林や里山からの材料を活用した竹細工、草木染め、リースづくり、押し花づくり、材料持ち込みの日曜大工などにも利用でき、利用者の創意工夫により広く活用できます。

○ 研修室（一般利用は有料）

体験学習などの研修を受講する場として利用するほか、自然、森林や里山などについての勉強会、研修や打合せなどに利用できます。

○ 協働推進室

県との協働を進めるため、協働団体等の活動拠点の場として活用します。「NPO 法人海上の森の会」など協働推進する団体等の事務機能や協働の打合せの場として利用します。

(2) 遊歩施設（愛知万博時の里山遊歩ゾーンを活用）

窯の歴史館・繭玉広場・物見の丘を備え、展示・学習エリア、展示林機能をもつ施設とし、拠点機能を発揮するための森林施業を進めるとともに、セルフガイドブック等を作成し、来場者自らが体験し学習する施設として活用します。

○ 窯の歴史館(写真 12)

平安時代中期の古窯を保存、展示し、学習する施設で、自由に利用できます。崖に沿った場所に造ったため、地形改変を最小限にする懸造り構造とするなどの工夫がしてあります。筋交いを使わない貫構造であり、床は圧縮木材を使用しています。



写真 12 窯の歴史館
(古窯の保存・展示施設)

○ 繭玉広場(写真 13)

遊歩施設の休憩所、案内所的な役割を担う施設です。山繭をモチーフとし、丸みをもった漆喰壁の木造建築物で、湾曲の集成材を使うことにより木造でありながら球形状の建物を造るとともに、広場・簡易エコトイレを併設しています。



写真 13 繭玉広場
(環境学習施設・休憩所)

○ 物見の丘(写真 14)

海上の森や瀬戸の市街地はもとより、名古屋方面までも一望できる展望台です。階段を登るごとに、森林の縦方向の構造を観察でき、最上段からは樹木の上部が見られるなど森の観察塔として活用できます。また、間伐材等を使用した角材を組み合わせた面格子構造で造られています。



写真 14 物見の丘(展望台)

(3) 里山サテライト(写真15)(愛称:かたりべの家)

この建物は、平成15年に海上の里にあった古民家をボランティア団体(海上古民家再生プロジェクト実行委員会)が解体し、部材を保存していたもので、復元のための建築にあたっては、赤津瓦採取・洗浄、竹採取、木舞づくり、壁塗、土間たたきなどをボランティアが担い、平成17年3月に県との協働で完成しました。



写真15 里山サテライト
(体験学習施設・休憩所)

現地活動施設として、体験学習事業の開催や海上の森の説明場所などに利用します。また、常時は一般に開放し、来訪者の休憩所としても利用できます。

○ エコトイレ

海上の森を訪れた人のためのトイレです。汚水を土壌浸透式で浄化し、再度洗浄水として循環利用する循環式エコトイレです。手洗水は雨水を利用しています。里山サテライトと入口駐車スペースに設置されています。

(4) その他

○ 案内板

海上の森を訪れた人のための案内板。あいち海上の森センター本館、里山サテライト、入口駐車スペースの3箇所に設置しています。また、愛知環状鉄道・リニモ「八草駅」及び愛知環状鉄道「山口駅」に、あいち海上の森センターまでの案内板を設置しています。これらは、必要に応じて整備拡充を行います。

○ 入口駐車スペース

海上の森を訪れる人のための駐車場。海上の森を車で訪れた人はここに駐車し、歩いて散策をするために整備しています。また、エコトイレを併設しています。

○ 歩道・管理道

歩道・管理道は、海上の森を訪れた人が散策に利用するほか、海上の森の維持管理、間伐等の森林育成作業や森林管理作業のために利用します。このため、適正に維持管理を行い、安全に利用できるように整備します。

○ 標識・制札版

海上の森を訪れた人のために注意事項等を表したもので、主な分岐点や要所に設置して、各施設や場所への誘導、危険箇所等の表示をしています。

○ 木造・木質化への配慮

施設や工作物などの整備にあたり、再生可能な循環資源である木材・木質材料を活用するよう配慮します。

5 運営協議会の設置

海上の森における保全と活用の取組の推進及びあいち海上の森センターの適正な運営を図るため、「海上の森運営協議会」を設置します。

その主な協議事項は、

- ・海上の森の保全と活用に係る計画及び取組に関すること。
- ・あいち海上の森センターの運営に関すること。
- ・その他必要と認められる事項

委員は、12人以内とし、森林や里山に関する有識者、海上の森の保全と活用に主体的に取り組んでいる者、自然学習、森林環境教育について活動している者、瀬戸市及び地元関係者から選任し、年2回程度開催します。

海上の森運営協議会開催要領

第1 目的

海上の森における保全と活用の取組の推進及びあいち海上の森センターの適正な運営を図るため、海上の森運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

第2 協議事項

協議会は、次の事項について協議する。

- 1 海上の森の保全と活用に係る計画及び取組に関すること。
- 2 あいち海上の森センターの運営に関すること。
- 3 その他必要と認められる事項

第3 構成

1 協議会は、次に掲げる者の中から委員12人以内で構成し、あいち海上の森センター所長が依頼する。

- (1) 森林及び里山の保全と活用について専門的な知識を有する者
- (2) 海上の森の保全と活用に主体的に取り組んでいる者
- (3) 瀬戸市及び海上の森の地元関係者
- (4) 自然学習、森林環境教育などについて活動しており、その実践的な知識を有する者

2 委員の任期は2年とし、補欠された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

第4 座長

1 協議会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

2 座長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。

3 座長が協議会に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

第5 会議

1 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 協議会は原則として公開する。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合又は協議会を公開することにより円滑な協議に著しい支障が生ずると認められる場合であって、座長が協議会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

4 協議会の開催は、施行の日から2年以内とする。ただし、主管課と協議の上必要性が認められれば、2年以内の継続をすることができる。

5 協議会の会議録及び会議資料は、5年間保存する。

第6 事務

協議会の事務は、あいち海上の森センターにおいて行う。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

第五章 協働・連携の推進

1 県民参加組織との協働

(1) 協働を進める県民参加組織

- 県は、「あいち海上の森条例（平成18年条例第5号）」、「里山学びと交流の森づくりの取組（平成15年11月）」及び本計画の趣旨に沿って、広く県民が参加する組織と協働し、海上の森の保全と活用の取組を実施します。また、多様な主体との協働の輪を広げていきます。
- 県は、協働を進める組織と協定を結び、互いに対等な立場で海上の森の自然や文化を守り育て、里山保全活動や交流等を進めます。
- 県民が参加する組織は、広く県民が個人で参加し、交流と議論から方向を決めていくものとし、常に海上の森の保全と活用に対する方向性を模索しつつ、情報を共有し、成果を広く発信することを目指します。

(2) 協働の位置づけと役割分担

県と県民組織等が、海上の森の保全と活用をさらに協働して取組んでいくためには、お互いがどう関わり、何を目標として、どのように問題解決に取り組んでいくかが極めて重要です。

このため、図14のとおり、「森林・里山整備」、「自然環境調査」、「人材育成と普及・情報発信」の3つの柱を基本とし、県と県民参加組織が総合的に取組んでいきます。

また、実行に当たっては、相互の責任と役割を明確にする必要があることから、表7のとおり実施項目及び役割分担を定め、協働して取組むこととします。

図14 海上の森の保全と活用の位置づけ

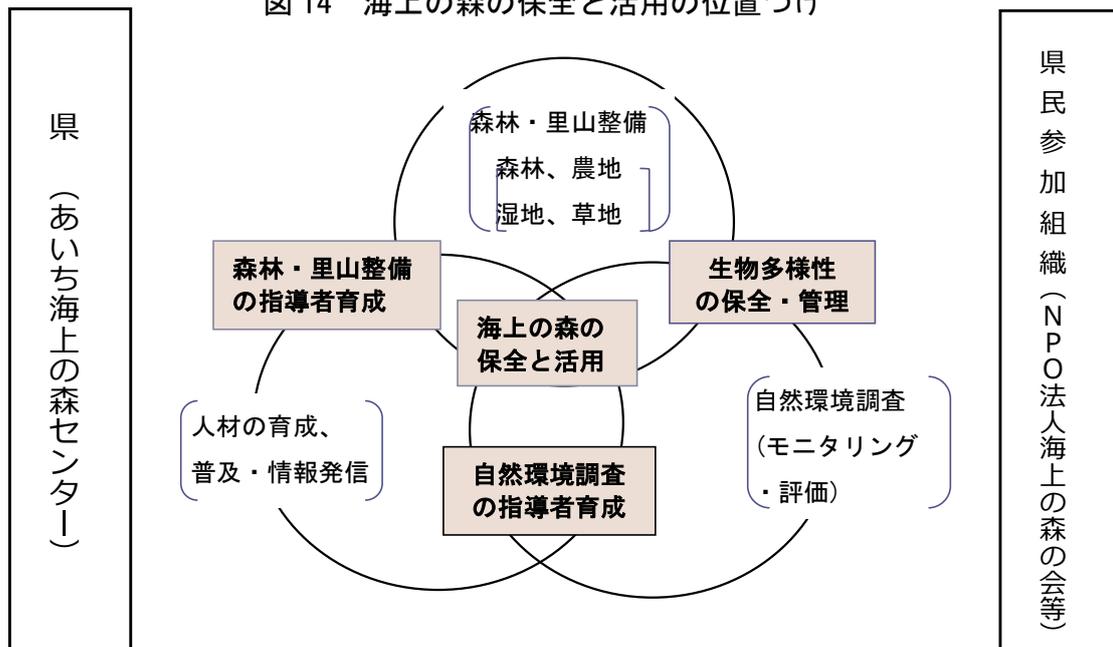


表7 県と県民参加組織等との実施項目及び役割分担

実施項目	県 (あいち海上の森センター)	県民参加組織 (NPO 法人海上の森の会等)
地域区分別実施 計画の策定	① 県、県民参加組織、専門家、県民等によるワークショップを開催し、海上の森の森林状況を調査し、地域区分別の保全活用実施計画を作成する。 ② ワークショップ構成員により緊急度の高い地域区分から保全活用活動を実施 ③ ワークショップによる点検・評価	
森林・里山の保 全整備	①県民組織と協働し保全整備活動の指導等実施	① 県との協定・調整等に基づき、保全整備活動の実施。
自然環境調査 (生物多様性モニタリング)	①県事業によるモニタリング調査実施、情報の整理・保存、公表。 ②表6の地域区分別整備方針に基づき、県民組織と協働でモデル設定地を中心としたモニタリング情報の整理・保存、公表。	① 県以外の生物調査(生物季節調査・モニタリングサイト1000など)。 ② モニタリングの実施、作成、提出。
人材育成	①自然環境調査指導者育成。 ②森林・里山保全283活用指導者の養成。 ③人材育成計画の策定・実施。 ④セミナー等の開催。	①自然環境調査員の育成。 ② 森林・里山施業技術者の育成。 ③組織及び会員の調査研究及び研修の促進。
成果の普及・情報発信	①県民組織等の交流拠点づくりとネットワーク体制の構築。 ②各種事業の成果を、情報誌やSNS等を活用し公表、発信。 ① 環境学習モデルの企画調整。	①自主事業の実施。 ②共催・連携事業の実施による成果の普及・情報発信。 ② 環境学習モデルの実施。

(3) NPO法人海上の森の会との協働

海上の森の会は、平成16年12月23日に、広く県民が参加する組織、「海上の森の会」として設立し、平成21年4月1日に「NPO法人（特定非営利活動法人）海上の森の会」として発展しました。

今後も、この会が県の良きパートナーとして協働し、県民参加の森づくりの実行組織として、役割と責任を明確にして取組むこととします。(図15)

図15 県民参加の森づくりの実施例



2 地域との連携

海上の森の保全と活用には、地域との連携・協力が不可欠です。これまで、瀬戸市が開催する「せと環境塾」、里山サテライトを拠点とした海上地区関係者との農地の維持管理、里の文化伝承行事などの活動を通じて、地域との連携を図ってきました。また、山口地区においては、ホテルの調査・保護・観察を通じた環境保全活動を実施してきました。

地域のつながりが弱くなり、海上の里をはじめとするこの地域における里山文化の伝承が課題となる中、特に山口地区との連携は一層重要性を増しています。

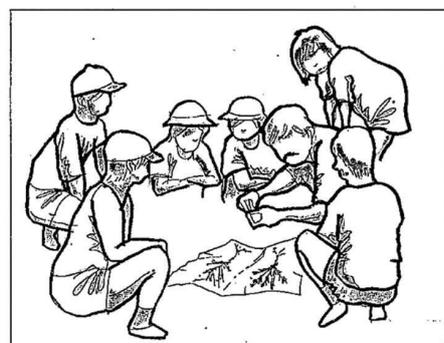
今後も、地元自治体や地域活動団体等との連携を一層強化し、より広範囲に活動の波及効果を高めていく方針です。

3 小中高等学校・大学との連携

小中学校での総合学習や自然学習の場、高等学校の社会学習や自主活動などの場、大学における現地での講義・実習や研究の場などとして、教育関係機関が海上の森を活用することは、これからの世代の人が身近な自然や森林の重要性を学び考える場と機会を提供するという点において非常に重要であります。(図16)

こうした教育機関との連携を積極的に進め、学習と研究の場としての機能と役割を充実していきます。

図16 自然環境学習の様子



4 森林や里山に関する関連施設等との連携

県内始め全国に数多くある森林や里山に関連する施設との連携を図ることは、情報の相互交換や取組の質を高める上で非常に重要な要素であります。

さらには、全国的なネットワークを進めることで広がりのある取組となり、普及啓発効果も期待できます。

このため、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AEL ネット）の一員として、「環境学習プラザ」や「愛・地球博記念公園（モリコロパーク）」を始め、県内外の関係施設や活動団体等との連携やネットワークづくりを推進し、内容的に充実した、波及効果の高い取組につなげていきます。

また、*尾張北部生態系ネットワーク協議会および*東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携し、海上の森を含めた生態系ネットワークの形成に取り組めます。（図 17）

図 17 生態系ネットワーク協議会における海上の森の位置づけ



※生態系ネットワーク協議会

生態系ネットワーク形成の推進を目的に、県内を9地域に区分し、地域ごとに多様な主体が共通の目標設定し、参加・協働するための協議会。

海上の森は尾張北部および東部丘陵生態系ネットワーク協議会に区分される。

5 海上の森アカデミー修了生の活動との連携

2017年（平成29年）度から実施した海上の森アカデミーでは2024年までに2016年度に開催した海上の森大学の修了生29人を含めて289人の人材育成を行いました。修了後は県内外で活動するほか、海上の森内で自然環境教育や森林整備、施設整備を自主的に活動しています（写真16）。センターは自主活動に積極的に協力し、人材の確保に努めます。



写真 16 海上の森アカデミー修了生による森林整備の様子

6 企業等との連携

広大な面積の海上の森において、植生遷移等による森林や湿地の変化に対応するには、県や県民参加組織等との取り組みのみでは不十分であり、人材や資金力のある企業との連携はますます重要になっています。

また、インバウンドに対応するプロガイドの養成など、新たなニーズや専門性の高いニーズに対しては、企業や団体等のスピード感やノウハウを活かすことも大切です。

企業にとっても環境分野に配慮しない企業は、今後運営しにくい時代となりつつあり、県としても海上の森が自然共生サイトに認定された今は、企業連携を推進する好機と考えています。

(1) 企業連携の必要性

企業連携における県のメリットは以下のとおりです。

- 企業の人材や資金力を活用し、県や県民参加組織だけでは不十分であった森林や農地、湿地の保全活動が可能になります。
- 継続的な企業連携により、長期的な保全計画の実現性が高まります。
- 企業との協働はメディアや広報活動を通じて広く発信されやすく、センターの取組や成果が社会に認知される機会が増加します。
- 企業の協力により、イベントや森林環境教育プログラムの開催がしやすくなり、来訪者や県民への啓発活動が充実します。
- 地元企業と連携することで、地域社会とのつながりが深まり、地域に根ざした保全活動が促進されます。
- 専門性のある企業等との連携により、より高度で多様な取り組みや情報発信が期待できます。

(2) 連携する企業側のメリット

- 愛知万博の理念と成果を継承する場であり、自然共生サイトでもある海上の森の保全に貢献することで、企業の社会的責任（CSR）を果たす姿勢を示すことができ、SDGsへの具体的な取り組みとして評価されやすくなります。
- 環境に配慮した企業として、消費者や取引先からの信頼が高まるとともに、地元メディアによる広報効果も期待できます。
- 社員や家族が保全活動に参加することで、自然とのふれあいや社会貢献を実感でき、モチベーションやチームワークの向上、ウェルビーイングにつながります。
- 海上の森センターや海上の森の会、活動団体等との協働を通じて、地域社会との関係構築が進むとともに、企業の地域貢献として評価されます。
- 自然共生サイトでの活動は、環境配慮型の経営方針を具体化する場となり、投資家やステークホルダーへのアピールにつながります。
- 海上の森には多様な動植物が生息、生育する貴重な自然環境があり、企業がその保全に関わることで、生物多様性保全に直接貢献できます。

(3) 企業等との連携方法

企業等との連携については、2007年（平成19年）度に策定した「海上の森企業連携プロジェクト」（図18）により、2024年（令和6年）度までに、13社の企業がCSR活動の取組の一つとして約11haの保全活動を実施してきました（写真17）。また2024年（令和6年）度からは企業が森林経営体等に委託して間伐し、伐採木を有効活用する活動が始まり、森林整備の推進が期待されています。

2025年度に海上の森が自然共生サイトとして認定されたことから、今後は湿地の保全や広葉樹林の整備等、生物多様性に寄与する企業連携を推進していく予定です。また、企業連携で伐採された材から制作した木製品や薪を、30by30ブランドや、海上の森ブランドとして販売するなど、木材利用の新たな展開も期待できます。

今後も「海上の森企業連携プロジェクト」を推進し、海上の森の保全と活用における幅広い取組に企業の参画を促していきます。

森林整備時の林業経営体等との連携体制づくりや、あいち海上の森センターの関連行事に対する協賛や後援といった新たな参加手法の提案など、引続き企業のニーズに応じた連携をしていきます。



図18 企業連携チラシ



写真17 企業の社員等による森林整備活動

7 海上の森サポーター登録制度

県と県民等との協働の取組の一つとして、あいち海上の森センターが行う海上の森の保全と活用を支援する「海上の森サポーター登録制度」を実施しています。

この制度は、海上の森の保全と活用の趣旨に賛同し、サポーターに登録後、活動していただくものです。

主な活動内容は、①草刈や清掃等の環境整備、②巡視や情報提供、③体験プログラムの活動補助等で、保全と活用に関する趣旨を理解し、センターの業務に協力して頂いております。

今後も、この制度を活用し、県民等との協働体制の整備を一層推進していきます。

第六章 計画の進行管理

1 計画の実行

計画期間内の実行計画については、表 8 のとおりです。

また、実行計画に基づき、事業開始年度の前までに、年度別実施計画及び事業実施や取組内容を検討整理し、海上の森運営協議会で協議したうえ、計画的な実施に努めます。

2 計画の進行管理

県は海上の森運営協議会とともに、計画の的確な推進を図るため、県が実施する年度別の実施計画及び事業の進捗状況などについては、図 19 による PDCA サイクルにより、必要な見直しを行い、責任を持って計画の進行管理を行います。

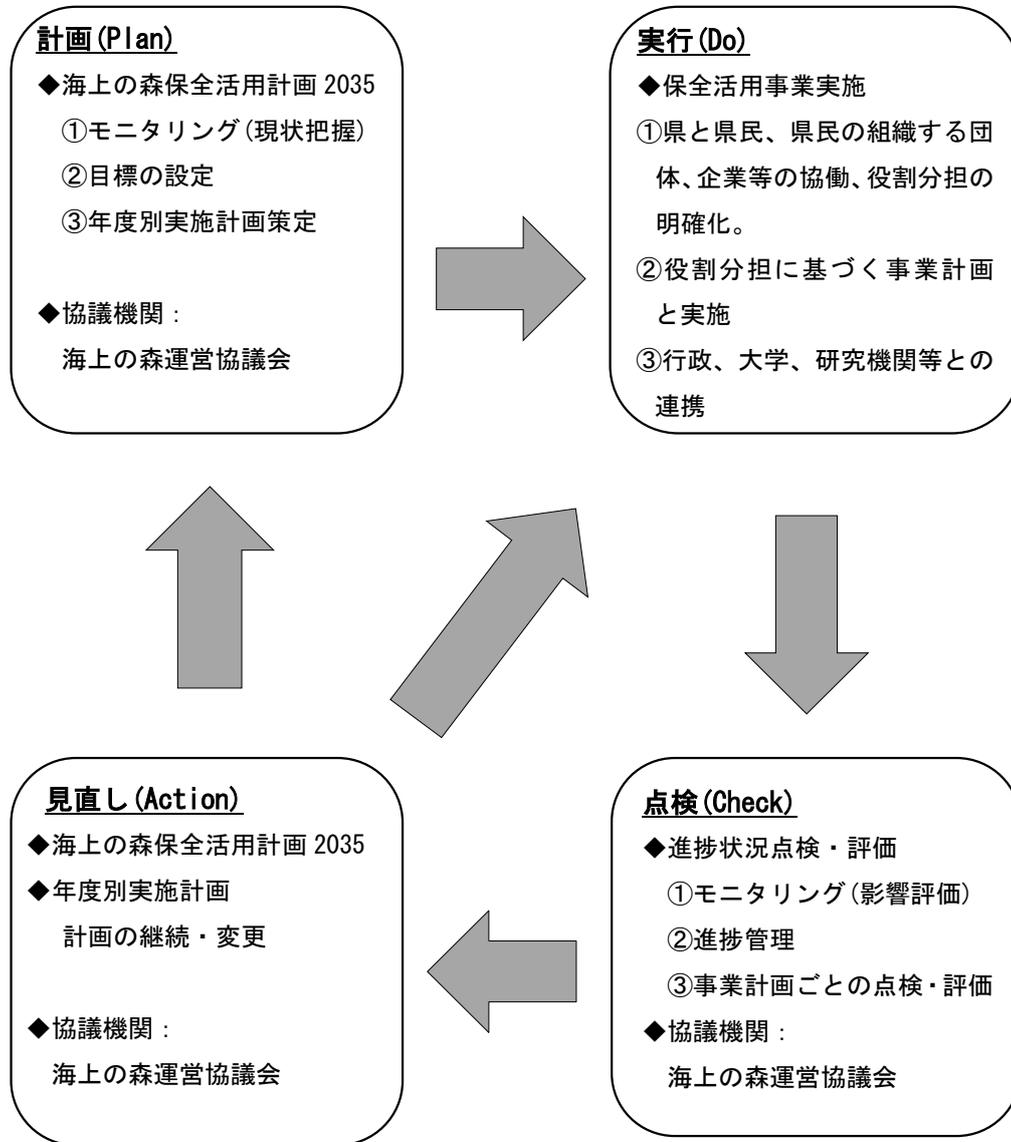
また、県は事業を実施するにあたり、海上の森の将来にわたる保全と、森林・里山の保全と活用のモデルづくりに取り組む必要性から、長期的視点に立った実証作業を行なう必要があります。

このため、海上の森の地域区分（図 1）で行う活動について、計画を立てて検証を行う順応的管理（地域区分別 PDCA サイクル）を併用し、運営協議会と協議をしながら、進捗状況の点検・見直しを繰り返し行ない、すみやかに事業の実施に反映できるよう柔軟に対応していきます。

3 取組の実施状況の周知・情報発信

この計画に基づく取組の実施結果については、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を始めとするインターネット等により県民へ周知し、県内外へ情報発信していきます。

図 19 PDCA サイクルによる計画の進行管理



別表

表8 海上の森保全活用計画2035 実行計画

事業展開項目	内容(全体計画)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	
地域区分別整備 愛知万博記念の森としての保全	森林整備方針	100年後の森林に向けた整備方針の作成	調査・整備方針作成									
	①施設ゾーン	景観の保全整備のための立木伐採等			整備方針に基づき緊急度の高い場所から整備実施							
	②ふれあいの里	作業体験農地の耕地管理(毎年0.2ha) 里山環境として保全する農地			森林整備方針による整備の実施							
	③生態系保護区域	農地等周辺の間伐等			農地として適正な維持管理(耕転・水路整備・畦道整備・草刈り等)							
	④恵みの森	湿地周辺の立木伐採等			森林整備方針による整備の実施							
	⑤恵みの森	人工林の整備(間伐対象林約30ha)			森林整備方針による整備の実施							
	⑤循環の森	枯損木等の危険木の伐採、湿地周辺の立木伐採			期間中に15ha実施							
	⑥野鳥・古窯の森	人工林の整備(間伐対象林約50ha)			森林整備方針による整備の実施							
		小面積皆伐や植栽による更新などの循環型施策の実施			期間中に25ha実施							
		大木の生育環境保全・生育不良木等の伐採			森林整備方針による整備の実施							
自然環境の保全	県委託調査(ローテーションで実施)		湿地	ムササビ	猛禽類	林外ゾウカ・森林	森林	湿地	ムササビ	猛禽類	林外ゾウカ・森林	
	他調査(生物季節調査、モニタリングサイト1000等)との連携、専門家意見聴取・情報収集・発信											
体験学習の実施	里と森の教室		毎年10回程度									
	調査学習会		毎年1回程度									
人材の育成	森のがっこう・森のようちえん		毎年1回程度									
	県民参加による森林環境教育プログラム											
普及・情報発信	海上の森アカデミー											
	セミナー等の開催											
施設整備と運営	NPO法人海上の森の会等との協働体制づくり											
	インターネット始めSNSの活用、海上の森調査報告書、ムアアカデミー情報誌発行等											
協議・連携の推進	モデル事例提供・NPO交流拠点・ネットワーク形成											
	ミニセミナー											
協議・連携の推進	本館・遊歩施設・里山サテライト・案内看板、トイレ、駐車場等											
	調学会議等 森林等整備 活動支援											
協議・連携の推進	県民参加組織(NPO法人海上の森の会等)											
	県・専門家・森林ボランティア・県民等によるワークショップ											
協議・連携の推進	地元地域											
	小中高等学校・大学											
協議・連携の推進	関連施設等											
	企業連携											
協議・連携の推進	海上の森サポーター											
	連携推進 森林整備等 活動支援											
協議・連携の推進	必要に応じ適正な管理											
	協議・連携の推進											

参考資料

- 1 あいち海上の森条例
(平成 18 年 3 月 28 日 条例第 5 号)
- 2 海上の森保全活用計画 2035 の検討経過

あいち海上の森条例 平成18年3月28日 条例第5号

あいち海上の森条例をここに公布する。

あいち海上の森条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 保全活用計画等（第七条—第十二条）

第三章 あいち海上の森センター（第十三条—第二十一条）

附則

瀬戸市の南東部に位置する海上の森は、都市の近郊にありながら、豊かな森林と農地、水辺地等があって、様々な野生動植物が生息し、生育する多様な自然環境を有している。海上の森は、人々の営みと深くかかわる中でその姿を変え、かつて焼物の製造のための薪の採取などにより、その一部が樹木の乏しい荒廃地となったこともあるが、多くの先人の努力と自然の力によりその緑が回復された歴史を持つ。

海上の森の一部は、二千五年、「自然の叡智^{えい}」をテーマとして開催された愛知万博の瀬戸会場となった。愛知万博は、幅広い県民参加の力を得て成功に導かれ、たくさんの人々が世界の様々な文化と触れ合い、世界の人々と友情をはぐくみ、また、環境問題を身近に感じ、人と自然とのつながりを見直す契機となるなど、多くの成果を残した。

そうした中で、海上の森は、自然が持つ素晴らしい仕組を学ぶ場となり、人と自然とが共生する社会の実現を目指す愛知万博の理念を象徴する森となった。私たちは、海上の森を見るとき、私たちの身近に自然との触れ合いの場があることの大切さを改めて認識することとなった。

私たちは、愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させていくために、海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたって保全するとともに、県民が自然と触れ合い、交流する場として、また、県内の身近な森林、農地、水辺地等における自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用し、人と自然とが共生する社会の実現に資するため、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、海上の森の保全及び活用について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、海上の森の保全及び活用のための取組の基本となる事項並びにあいち海上の森センターの設置及び管理に関する事項を定めることにより、海上の森の適正な保全及び活用を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「海上の森」とは、瀬戸市海上町及びその周辺の地域の森林、農地、水辺地等の区域であって、知事が指定する区域をいう。

（基本理念）

第三条 海上の森は、その森林、農地、水辺地等における多様な自然環境がその地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されなければならない。

2 海上の森は、県民が、自然との触れ合いを通じて、自然の仕組及び人と自然との関係についての理解を深める場として活用が図られなければならない。

3 海上の森の保全及び活用のための取組は、県及び当該取組を自主的に行う県民、県民の組織する団体等（以下「県民等」という。）が協働して行うものとする。

4 海上の森の活用のための取組は、県民等が身近な森林、農地、水辺地等において自主的に行う自然学習、自然環境の適正な保全のための取組等の促進及び森林整備の推進に資するものとして行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、海上の森の保全及び活用のための取組を行う責務を有する。

(県民の役割)

第五条 県民は、第三条に定める基本理念にのっとり行われる海上の森の保全及び活用のための取組について理解を深めるとともに、身近な森林、農地、水辺地等における自然環境が適正に保全されるよう努めるものとする。

(海上の森を訪れる者の責務)

第六条 海上の森を訪れる者は、野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をしないようにする等海上の森の自然環境の保全に努めるとともに、地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

第二章 保全活用計画等

(保全活用計画)

第七条 知事は、海上の森の適正な保全及び活用を図るため、海上の森の保全及び活用のための取組に関する計画（以下「保全活用計画」という。）を定めなければならない。

2 保全活用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 海上の森の自然環境の特質、土地利用の状況等の自然的社会的条件、これらの条件に応じた地域の区分その他海上の森の保全及び活用のための取組に関する基本的な事項

二 前号の地域ごとの保全及び活用のための取組の内容

三 海上の森の保全及び活用のための取組を自主的に行う県民等との協働に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、海上の森の保全及び活用のための取組に関し必要な事項

3 知事は、保全活用計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、保全活用計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、保全活用計画の変更について準用する。

(自然学習の機会の提供等)

第八条 県は、県民が海上の森において円滑かつ効果的に自然と触れ合うことができるよう、海上の森における自然学習の機会及び森林施業、農作業等の体験の機会の提供、海上の森における野生動植物等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等が行う取組に関する措置)

第九条 県は、県民等が県と協働して行う海上の森の保全及び活用のための取組が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(指導者の育成)

第十条 県は、県民等が身近な森林、農地、水辺地等において自主的に行う自然学習、自然環境の適正な保全のための取組等の促進に資するため、身近な森林、農地、水辺地等における自然環境に関する知識の普及、森林施業の技術指導等を行う指導者を育成するよう努めるものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第十一条 県は、海上の森において貴重な野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をするときその他海上の森の適正な保全を図る上で必要があると認めるときは、自然環境に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(取組の実施状況の公表)

第十二条 知事は、毎年度、海上の森の保全及び活用のための取組の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三章 あいち海上の森センター

(設置)

第十三条 海上の森の適正な保全及び活用を図るため、あいち海上の森センター（以下「センター」という。）を瀬戸市に設置する。

(業務)

第十四条 センターにおける業務は、次のとおりとする。

一 海上の森の活用のための取組を行うこと。

二 海上の森に関する情報を収集し、及び提供すること。

三 海上の森に関する資料を展示すること。

四 工作室、研修室及び遊歩施設を利用させること。

(職員)

第十五条 センターに、所長その他の職員を置く。

(利用の許可等)

第十六条 センターの工作室又は研修室を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。

2 所長は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用料)

第十七条 前条第一項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 使用料は、当該施設の利用開始日までに於いて知事が指定する日までに、納付しなければならない。

3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一 第十九条第二項の規定により知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

二 前条第一項の許可を受けた者が所長の承認を受けて利用を中止したとき。

4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

5 使用料を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(利用者の義務)

第十八条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第十六条第二項の規定により許可に付けられた条件及び所長の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第十九条 所長は、センターの利用者が前条の規定に違反したときは、第十六条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第十六条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(規則への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、センターの利用条件その他センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第二十一条 詐欺その他不正の行為により、第十七条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

一 第十六条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者

二 第十九条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者

三 その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者

3 第十八条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、五千円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三章及び別表の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成十八年七月規則第七十一号で、同十八年九月二十五日から施行)

附 則 (平成二十六年三月二十八日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の公布の日前に平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（次項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。
- 3 この条例の公布の日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第十七条関係）

使用料の名称	単位	使用料の額（単位円）
工作室使用料	午前	五、〇〇〇
	午後	六、七〇〇
研修室使用料	午前	三、〇〇〇
	午後	四、一〇〇

備考 この表において、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までをいう。

一部改正 [平成二十六年条例第七号]

一部改正 [平成三十一年条例第四号]

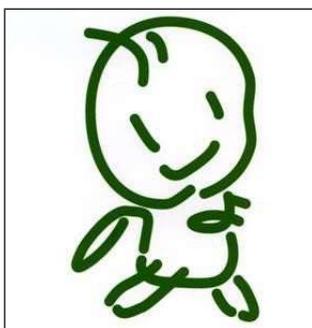
海上の森保全活用計画 2035 の検討経過

1 第3次海上の森保全活用計画策定検討委員会委員名簿

委員 7 名		
氏 名	所 属 等	分 野
酒井 立子	よりあい工房ばんどり 代表	協働・連携
高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科 教授	自然環境
高山 康博	NPO法人海上の森の会 理事長	協働・連携
細川 小百合	NPO法人海上の森の会 理事	環境調査
長江 孝	瀬戸市市民生活部環境課 課長	地域環境
丹羽 健司	NPO法人山里文化研究所 副理事長	保全活用
増田 理子	名古屋工業大学工学部社会工学科 教授	保全活用

2 検討経過

年 月 日	項 目	備 考
2025. 2. 7	第 1 回計画策定検討委員会	海上の森保全活用計画 2025 の成果と課題の整理
2025. 3. 19	第 2 回計画策定検討委員会	海上の森保全活用計画 2025 の成果と課題の整理
2025. 6. 9	第 3 回計画策定検討委員会	計画骨子検討
2025. 7. 28	第 4 回計画策定検討委員会	計画（案）の作成
2025. 9. 30	第 1 回海上の森運営協議会	計画（案）の内容確認・修正
2025. 10. 20	第 5 回計画策定検討委員会	
2025. 12. 5～ 2026. 1. 9	パブリックコメント実施 （36日間）	県民意見の募集 意見提出者数 11名 延べ意見数 37件
2026. 2. 18	第 6 回計画策定検討委員会 （書面開催）	計画（案）の内容修正
2026. 2. 24	第 2 回海上の森運営協議会	計画（案）の内容確認
2026. 3. 26	海上の森保全活用計画 2035 公表	



海上の森のマスコットキャラクターです。

海上の森保全活用計画 2035

2026年3月

農林水産部農林基盤局森林保全課

TEL 052-954-6453

あいち海上の森センター

愛知県瀬戸市吉野町 304-1

TEL 0561-86-0606

FAX 0561-85-1841

<http://www.pref.aichi.jp/kaisho/>